

あそか訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人あそか会が開設するあそか訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護事業および指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気や怪我等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第三条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あそか訪問看護ステーション
- (2) 所在地 江東区住吉1-18-1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第四条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師もしくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 保健師、看護師、准看護師 常勤換算 2.5名以上
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第五条 ステーションの営業日および営業時間は、以下の規定として定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 平日 午前8時45分から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第六条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した指示書に基

- づいて、看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
 - (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから各医師会または居宅介護支援事業者等に調整を求め対応する。
 - (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第七条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置

(実施地域)

第八条 主として江東区・墨田区とする。

(緊急時等における対応方法)

第九条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(健康保険法の訪問看護の利用料)

第十条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、老人医療受給対象者である利用者からは法定個人負担分、その他の利用者からは、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 利用料は、別添「利用料金表1」「利用料金表2」とする。
- 4 基本利用料の他、以下の場合はその他の利用料として、別添「利用料金表1」「利用料金表2」の額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置料
 - (2) 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、これについては第八条の通常業務を行う実施地域外への訪問看護に限る。
 - (3) 「訪問看護サービス記録書等」の書面の複写代は実費を徴収する。
- 5 日常生活上必要な物品は実費とする。
- 6 健康保険法上の対象外の訪問介護については全額実費とする。

(介護保険法の訪問看護の利用料)

第十一条 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合の基本利用料は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 基本利用料の他、以下の場合はその他の利用料として、別添「利用料金表1」「利用料金表2」の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置

(2) 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、これについては第八条の通常業務を行う実施地域外への訪問看護に限る。

(3) 「訪問看護サービス記録書等」の書面の複写代は実費を徴収する。

5 日常生活上必要な物品は実費とする。

6 介護保険法上の対象外の訪問介護については全額実費とする。

(相談・苦情対応)

第十二条 ステーションは利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。

2 ステーションは前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故対応)

第十三条 ステーションはサービスを提供に際し、利用者に事故が生じた場合には速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 ステーションは前項の事故の状況及び採った措置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

3 ステーションは利用者に賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第十四条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に十分周知する。

(2) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(3) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第十二条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

2 職員は正当な理由がある場合を除き業務上知り得た秘密を保持する。退職後も同様と

する。

- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人あそか会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は平成 15 年 11 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日一部変更

平成 26 年 1 月 1 日一部変更

平成 28 年 12 月 1 日一部変更

令和元年 10 月 1 日一部変更